

授業時数特例校の新規指定・変更・廃止に係る申請手続について

1 申請に当たって

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、管理機関及び学校で関係法令や実施要項を踏まえ、管理機関及び学校において要件等を満たしていることを確認した上で、充実する学習内容、教科ごとの授業時数の配分を決め、様式1又は様式2に入力し、エラーが表示されないことを確認しておくこと。

2 申請に先立つ保護者や地域住民その他の関係者への説明について

授業時数特例校の新規指定や変更の申請に当たっては、申請に先立ち、申請を予定している特別の教育課程の内容について、当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者への説明を行うものとすること。詳細については、「教育課程特例校実施要項の改正及び授業時数特例校実施要項の決定等について（通知）」（文科初第772号令和3年7月30日付け文部科学省初等中等教育局長通知、以下「特例校通知」という。）別紙2の3（3）を参照すること。

3 新規指定、変更又は廃止に係る申請書等の提出について

(1) 提出書類

新規指定申請の場合：【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書

指定変更申請の場合：【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書

指定廃止申請の場合：【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書

※申請書のファイル形式については、PDFファイル(.pdf)及びExcelファイル(.xlsx)の両方を提出すること。

(2) 提出期間：通年

※翌年度から特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する場合は、原則として前年度の12月31日までに提出すること。

(3) 提出先：文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程企画室企画係

(E-mail) kyokyo@mext.go.jp

(4) 提出方法：電子メール

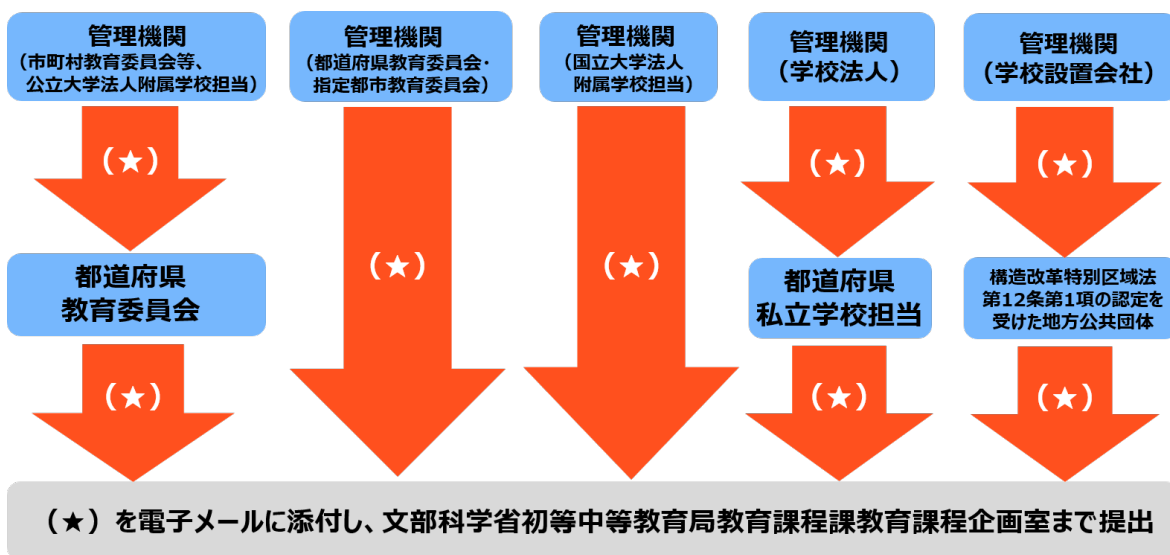
(5) 提出までの流れ

① 各学校の管理機関（設置者）が、原則として申請を行う学校ごとに、(1)の提出書類を作成する。

② 都道府県教育委員会・都道府県私立学校担当・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、域内の各管理機関から提出のあった提出書類に記載の不備が無いかどうかを含め内容を確認のうえ、(3)の提出先宛に電子メールで提出。

※都道府県・指定都市教育委員会が設置する公立学校、国立大学法人附属学校につ

いては、管理機関（都道府県・指定都市教育委員会、国立大学法人）が直接、提出書類を提出。



(★) = 提出書類

(6) 申請書等の提出に当たっての留意事項

① 様式1～様式3のタイトルは、PDFファイル及びExcelファイルのいずれも、以下のとおりとすること。

・ 公立学校・私立（学校法人立）学校

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書」

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書」

「(所在する都道府縣市番号、管理機関名)【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書」

例：「(01〇〇市教育委員会)【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書」

「(01 学校法人〇〇学園)【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書」

・ 国立学校・私立（学校設置会社立）学校

「(管理機関名)【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書」

「(管理機関名)【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申請書」

「(管理機関名)【様式3（本体・別紙）】授業時数特例校指定廃止申請書」

例：「(国立大学法人〇〇大学)【様式1（本体・別紙）】授業時数特例校指定申請書」

「(〇〇株式会社)【様式2（本体・別紙）】授業時数特例校指定変更申

請書」

② 電子メールの件名は以下のとおりとすること。

- ・ 公立学校・私立（学校法人立）学校
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定申請」
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（都道府県市番号、文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定廃止申請」
- 例：
 - 「（01 北海道教育委員会）授業時数特例校指定申請」
 - 「（48 札幌市教育委員会）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（01 北海道私立学校担当）授業時数特例校指定廃止申請」
- ・ 国立学校・私立（学校設置会社立）学校
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定申請」
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（文部科学省への提出機関名）授業時数特例校指定廃止申請」
- 例：
 - 「（国立大学法人〇〇大学）授業時数特例校指定変更申請」
 - 「（〇〇市）授業時数特例校指定廃止申請」

5 その他留意事項

- (1) 「授業時数特例校制度実施要項」（令和3年7月30日文部科学大臣決定）、特例校通知及び「授業時数特例校制度に関するQ&A（学校・管理機関向け）」の内容を十分に踏まえること。
- (2) 管理機関は、授業時数特例校における特別の教育課程の編成の方針等に関するウェブサイト等における公表について、実施初年度の5月31日を期限として文部科学省に報告することとされているが、その提出方法等については、別途連絡することを予定していること。また、報告後に変更があった場合は、随時、文部科学省に報告すること。